

議案第60号

西脇市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日

西脇市長 片山 象三

(理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

## 西脇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

西脇市個人情報保護条例（平成17年西脇市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保有個人情報の提供先への通知) 第32条 (略) 2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知) 第32条 (略) 2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。